

平成19年第2回  
かすみがうら市議会定例会会議録 第3号

---

平成19年6月12日（火曜日）午前10時01分 開 議

---

出席議員

1 番	古 橋 智 樹 君	11 番	矢 口 龍 人 君
2 番	小松崎 誠 君	12 番	和 田 正 美 君
3 番	加 固 豊 治 君	13 番	藤 井 裕 一 君
4 番	古 川 誠 一 君	14 番	矢 口 栄 造 君
5 番	井 坂 悦 司 君	15 番	桂 木 庸 雄 君
6 番	佐 藤 文 雄 君	16 番	関 利 夫 君
7 番	中 根 光 男 君	17 番	圓城寺 正道 君
8 番	鈴 木 良 道 君	18 番	栗 山 千 勝 君
9 番	石 井 幸 雄 君	19 番	山 内 庄兵衛 君
10 番	小座野 定 信 君	20 番	廣 瀬 義 彰 君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長	飯 嶋 博 君
副 市 長	圓城寺 和 則 君	土 木 部 長	菅 谷 憲 一 君
教 育 長	大 竹 三千代 君	会 計 管 理 者	坂 本 裕 司 君
市長公室長	塚 野 勇 君	消 防 長	岡 崎 勉 君
総 務 部 長	武 田 芳 樹 君	教 育 部 長	久保田 治 嗣 君
市 民 部 長	横 瀬 典 生 君	水 道 事 務 所 長	初 鳥 忠 則 君
保健福祉部長	山 中 修 一 君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	川 島 祐 司
〃	補 佐	宮 本 敏 光
〃	係 長	乾 文 彦
〃	主 任	坂 本 敏 子

---

議事日程第3号

平成19年6月12日（火曜日）午前10時01分 開 議

日程第 1 一般質問

(1) 小松崎 誠 議員

(2) 古橋智樹 議員

(3) 山内庄兵衛 議員

日程第 2 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 小松崎 誠 議員

(2) 古橋智樹 議員

(3) 山内庄兵衛 議員

日程第 2 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題		答弁者
		(質問の大区分)	(質問の小区分)	
(5)	小松崎 誠	1. 福祉行政について	1) 出産費の委任払いについて	市長及び 担当部長
		2. かすみがうら市総合計画について	1) 霞ヶ浦庁舎移転に伴う跡地利用について	市長
		3. 市民サービスについて	1) 多重債務者の救済及び税滞納額の解消について	
		4. 救命体制の充実について	1) AEDの使用訓練実施について	消防長
(6)	古橋智樹	1. 行政全般について	1) 地域振興の醸成へつなぐ投票率の向上施策について	市長
			2) 市民目線と職員意見の反映について	
			3) 職員の人事評価とフレックスタイムの採用について	
			4) 男女共同参画における女性職員の昇格と職責の格差について	
			5) 情報セキュリティの監査について	
		2. 都市計画行政について	1) 都市計画の推進における茨城県との連携について	
			2) 神立駅前地区整備の事業主体設置と駅前県道整備について	

(6)	古橋智樹	2. 都市計画行政について	3) 神立停車場線予定用地の建造物補償の方法と市の役割について	市長
			4) 千代田石岡バイパス路線予定用地の取得状況・計画と市の役割について	
		3. 教育行政について	1) 学童保育に対応した縦割り行政の改善について	市長及び教育長
		4. 環境行政について	1) 続・悪臭への対策について	市長
(7)	山内庄兵衛	1. 総合計画について	1) 合併特例債事業の見直しについて	市長
		2. 土木行政について	1) 県道戸崎・上稲吉線の改良事業について	
		3. 農業行政について	1) 梨・梅に対する降雹被害について	
			2) イノシシ・ハクビシンによる農作物被害への対応について	
		4. 教育行政について	1) 七会・下稲吉小学校のトイレ整備について	
5. 行政全般について	1) 地方公務員法の順守について			

開 議 午前10時01分

○議長（矢口栄造君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、20名で、会議の定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（矢口栄造君）

2番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

おはようございます。第2回の一般質問にあたり、一言申し上げます。私から申し上げますことは執行権のある市役所にとって、言うは易く、行うは難し、であるかもしれません。このことわざは、単なる逃げ口上ではなく、紀元前の中国で財政を立て直した後の語録であります。かすみがうら市の状況が悪いというわけではございませんが、立て直すも立て直さないも坪井市長ご自身が市長選挙によって、責任を負う訳であります。この市長の責務は、市役所内部に対して絶

対的な権限でありますので、この議会で討論を重ねて、全市民のため、時には市民のための最大公約数をお選びいただき、賢明な市政方針を推進していただければと存じます。この市議会においては、議員報酬に対する様々なご意見がございますけれども、地方分権がますます進捗し、この議決権に対しての行政に対しチェック機能を行うわけがございますが、市民からまちづくりへの貢献をさらに求められている証であります。総合計画や都市計画などへ、市民の意見を反映させるため、議会制民主主義の役割がますます大きく担わなければなりません。そして今後、当市議会の議員会派が整備され、議員としての提案の意義と可能性が大きくなるものと願っております。私もこのような立場になった後、坪井市長をはじめといたしました執行部の皆様、議員の諸先輩方、そして支持くださった市民の皆様にご支援をいただき、なんとか2回目の質問に至りましたことを感謝申し上げます。通告に従いまして一般質問を行いたいと存じます。

まず、はじめに行政全般の質問として、地域振興の醸成へつなぐ投票率の向上施策について質問いたします。過日、通称、憲法の改正手続きを定める法令、通称国民投票法が可決されました。18歳まで本投票権を下げたことや、公務員の一部職種についても、投票運動が可能になるなど、民意の可能性がさらに大きくなったものと歓迎する次第であります。こういったことから国民投票における投票結果は、従来の選挙に比べ、地域の考え方や活力を明確に表し、地域づくりの指標としてたいへん重要になるものと考えられます。我がかすみがうら市もこれまでの選挙における伸び悩む投票率を真摯に受け止め、今からも投票率の向上に向けた改善策に取り組む必要があると存じます。去る、今年1月に行われました当市議会議員選挙の市内33箇所の投票所において平均投票率67.7%を10%以上下回る投票所が2箇所ありました。1つ目には、第11投票区の清水公民館の49.74%。2つ目には、第15投票区、勤労青少年ホームの53.06%であります。まず第11投票区の清水公民館には、地理的要因として、国道6号に面し、車が4台ほどしか停められない駐車スペースに問題があります。さらには有権者が土浦・千代田工業団地を挟み、千代田ショッピングセンター周辺の比較的新たな分譲地区にまで至り、投票に行くためには不便な現況がございます。

次に、第15投票区の勤労青少年ホームについても、有権者の区域が千代田ショッピングセンター付近にまで至っており、この他、千代田ショッピングセンター周辺には、第12投票区、下稲吉公民館、第13投票区の下稲吉小学校体育館の有権者区域が及んでいる状況であります。既存の投票所を半径500メートルの区域で確認いたしますと、千代田ショッピングセンター周辺地域がいかにも投票所に疎遠な地区であるかが一目瞭然でございます。この、投票所に疎遠な地域には残念ながら投票所に適した施設がございません。新たな世帯の増加が市内で最も多いこの地区に、遠からず投票所の設置が欠かせないことをご認識いただき、車社会を配慮した投票区の再編が必要と考えられるわけであります。また、期日前投票については、これまで現在両庁舎で実施していますが、この東西に長いかすみがうら市の中央には、住宅地に3分の1ほどの有権者がおります。中央出張所に期日前投票所を設置して、住民サービスの利便性を図り、投票率を向上させることが肝要かと存じます。より多くの方が利用するためには、中央出張所の駐車場整備や事務室のセキュリティ強化など若干課題はあるかと存じますが、最低、投票管理者や選挙立会人、選挙管理委員会の人件費のみで実行できるサービスであります。より多くの方が投票を行い、他市町村に比べ、より良い投票率を残すことは、地域にとって何よりも希望のある財産になります。次の選挙以後、投票率を向上させるために、千代田ショッピングセンター周辺の投票所に疎遠な区域の

改善、そして、中央出張所への期日前投票所を設け、より投票の権利を確保する改善について、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、行政全般の質問として、市民目線と職員意見の反映について質問いたします。坪井市長が公約で掲げてまいりました、市民の目線に立った行政運営ポリシーは、誰にでもわかりやすい行政運営もさることながら、市民の意見について最大公約数を集約することにより行政運営を改善して、地域の価値を高めるということで私は理解しております。市長さんの立場というものは、非常に孤独で、対外的な仕事も多くを占めることから、市内から直接意見を伺える機会が非常に少なくなることが現状でございます。日々、市役所が4万4千人の市民と接する中、市民の本音や行政運営のヒントとなる事柄はたくさん存在するわけでありまして。しかしながら、今の市役所は、数多くの権限委譲や厳しい財政状況、定員管理などから、目前の仕事を処理することで、市民の意向を察知し難い、視野の狭い状況であります。そして、職員の意見も同様であります。職員からの意見も提案制度などの事務処理に依存し過ぎると、多数のヒントを事務の手間により多く失っているものと察することができます。本音で語れる勤務時間外において、いい提案が素直に出てくることは誰もが想像できることでありまして、こういった意見の集約は、管理職という立場が察知、把握して取りまとめなければ、行政運営に反映することができません。これらの事柄を市長が定期的に把握できることは、すなわち理想を確認し、履行できるものと思えます。市長自らポリシーをお答えいただくには、はばかることとお察ししますので、市長の補佐役に替わってお答えいただければ幸いに存じますので、副市長にご所見をお伺いいたします。

次に、行政全般の質問として、職員の人事評価とフレックスタイムの採用について、質問いたします。現在行われております第166回衆議院・参議院において地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案が提出されておりますが、主な改正は、天下り規制の外、能力本位の任用制度の確立、新たな人事評価制度の構築、そして分限制度の明確化となっております。かすみがうら市においても、向こう3箇年の事業計画において人事評価事業として計上されておりますが、他の市役所と同じく、施設管理など採算性や生産性に固執することなく運営しなければならない業務もあり、決まった日常の仕事をこなせば良いというノルマが魅力の一つであることも実態であります。さらには、終身雇用、年功序列という身分保証から、この魅力に公務員という職業を選択した方も少なくない実情もございまして。しかし、今や少ない財源の最中、公務員に対する市民の視線は厳しくなるばかりであり、職員の対応にもスピードと確実性、さらにはより質のある仕事を求められる状況にあります。さらには、地方分権により、市町村ごとの取組みにカラーが生まれつつあります。この取組みが有効にかすみがうら市の地域価値につながるためには、職員の方の生産率が必要であり、生産率の向上はすなわち能力や業績の評価を受けることでもあります。そして、これら人事評価が新たな公務員の魅力を生み、優秀な人材がこの市役所に集まるよう、まちづくりの効果に反映していただきたいものであります。市役所のさまざまな業務で、質的仕事が求められる職員もいれば、量的な仕事を求められる職員もあります。そのような中、当市の昇給評価事項における職員の出向経験については、直接能力評価とは関係なく、出向の結果能力があれば評価するものとして今後は改めるべきであります。また、採用年数を経ても公務員としてのノルマもできない不向きな職員には、地方公務員法の改正で分限事由に、勤務の状況を示す事実を照らしてという文言が加わりましたので、積極的に評価事項として取り組んでいただきたいと存じます。また、フレックスタイム、すなわち時差出勤については、時間外

手当もなく代休処理として、代休が累積されたままで消化できないという状況を減らすためにも、課長の責任と命令として部下に命じることがフレックスタイムの定着により無報酬勤務の割合を減らして、仕事の集中力の向上にもつなげていただきたいと存じます。策定中の人事評価制度は能力・業績によるものか、従来の仕事処理力を問わず明らかな欠格事項だけによるものか。従来型の場合、仕事の難易度の高い係や仕事量の多い係を全ての職員が公平公正に担わない道理は何か。評価事項とされる出向経験が通常業務の質量と異なる道理は何か。採用年数を経ても明らかに仕事処理力が著しく伴わない場合、地公法の免職基準として第 28 条第 1 項、勤務実績が良くない場合、が適用されない道理は何か。また、時間外手当が不足となりながら、夜間の業務が避けられない係にフレックスタイムが推進できない道理は何か。ご所見をお伺いするものであります。

次に、行政全般の質問として、男女共同参画における女性職員の昇格と職責の格差について質問いたします。質問の前に申し添えますが、特段女性から頼まれているわけではございません。職責の負担についても質問するというので、必ずしも有益な内容だけではないと女性の方にはご理解いただきたいと存じます。今年 4 月 1 日から男女雇用機会均等法の改正が施行され、配置や昇格差別の禁止事項の強化、セクハラ対策事項の強化、取組状況の外部開示、報告徴収に関する罰則規定などが細かく規定されました。話しは変わりますが、国外では、過日、フランス大統領選挙後、閣僚の半数が女性という人事もございました。また、さかのぼること国内の 10 年前には、最高裁判例において某信用金庫における遅れた昇格の賃金差額を支払えとの判決がありました。ここまでに至った背景は、事業所としての女性職員への適切な対応が欠けていたというコメントを見かけたものであります。さて、何故私があえてこのタブーについて質問するかということですが、かすみがうら市にとって、女性の異なる角度の視線として旧態依然の事業に新たな活路を見出せるものであります。当市役所には、産休を含めて 30 年も勤めても係長にも昇格しない女性に比べ、男性はおよそ 15 年も勤めれば 40 歳前後で無条件に係長になれるというような慣例があります。このような慣例は改善して、男性職員においても、仕事の能力と業績で競わなければ管理職に昇格することができないという意識を持っていただければと思います。男女共同参画により、まちづくりに新たな角度の議論が及び、地域の価値を高めることに期待できるものであります。同じ仕事を経験していながら女性職員の昇格が著しく上がらない、さらには職責が増さない道理は何か、新たな人事評価制度が履行されれば昇格の補償はあるのか、ご所見をお伺いいたします。

次に、行政全般の最後の質問として、情報セキュリティの監査について質問いたします。周りの市町村の先進事例において、事業所として国際標準規格、ISO9001 や 14001 を初めとする標準規格の取得をすすめる動きがございます。これらの動きも各自自治体が地方分権社会に残るために、将来を見据えて取り組む動きと言えるでしょう。当市においては、環境問題もさることながら情報セキュリティ基本方針を定める規程があり、第 9 条の監査条項において対策基準や実施手順の遵守について定期的に監査の実施を規定しております。しかしながら、なかなか実施されない実態もございます。当市の情報資産は、みなさんもお承知のとおり電磁記録、すなわちデータ保存に始まり、旧町から引き継いでいるシステムの合理性やデータの保存機器のコスト、ネットワークの耐久性や実用速度、職員が使用する端末状況など多岐に渡ります。今、社会保険庁でも、この情報資産の取り扱いに問題があったというわけであり、ここで重要になる事項は、情報資産のもと、すなわち私たち市民の個人情報筆頭とした情報資産の運用実態を監査するこ

とにあります。情報資産の形態も、電磁記録データに限らず、紙でプリントアウトした記録も含め情報資産になります。そして、市役所における予算執行のための会計情報も重要です。さらには角度を変えて、職員が職務上、知り得た情報の行方も欠かせないことになるかと存じます。電話による応対も情報資産であります。警察から電話による身上照会も、なりすましであるかどうか確認するマニュアルがあるのか、さらには、照会記録がありながらも、記憶にありませんと堂々と答える職員の管理など、この市役所にはまだまだ課題があります。さらには、今年2月に策定された地域防災計画には、これら情報資産について触れておりません。このような状況を打開するためにも、事業所の標準機能として市役所すべてに係る情報資産の運用や情報システムを評価するために、客観的な監査制度を取り組む意志はあるのか、考えをお伺いするものであります。

次に都市計画行政における、都市計画の推進における茨城県との連携について質問いたします。かすみがうら市の都市計画は、合併後、2年が経過し、総合計画も今年3月に策定され、都市計画マスタープランも出番とばかりに、業者委託費530万円の予算が今年度計上されております。しかし、市民とのまちづくり懇談会などをゆっくり実施していただく余裕はないものと認識いただきたいと存じます。現在、茨城県はご承知のとおり、非常に財政が厳しく、来年はさらに厳しい予算になると伺っております。茨城県の都市計画行政も18年3月に都市計画基礎調査要領や茨城県都市計画道路見直し指針が掲げられました。これら要領によると、茨城県は全国断トツで2番目に都市計画道路延長がある県であります。都市計画道路の整備率は、50%程度で平均以下でございます。これらはすなわち、茨城県の財政状況の見通しが悪い中、採算性の低い内容について都市計画決定を廃止して、負担を減らそうとするものと察するわけであります。この、県の都市計画調査については、平成18年度及び19年度において調査が実施され、平成20年度には集計と解析が行われ、各市町村長に通知されることとあります。土浦・阿見都市計画も、つくばエクスプレスの台頭が脅威であり、土浦市の議員さん方も、すでに選挙公約として、つくば市に向いている状況です。当市の都市計画道路も、幅員と延長が大きい土浦・千代田線のICより南の区間や、古くから進捗の悪い神立停車場線などの廃止が標的とされるのではないかと、たいへん危惧するものであります。かつて、都市基盤整備公団が土浦駅前北地区市街地再開発事業や、つくばの栗原の開発事業を廃止したこともありました。都市計画を廃止されることは、市民全員までもが落胆してしまいます。当市の都市計画は、ここ数年、与えられたことを最低限こなすぐらいの仕事でよかったのでしょうか。市独自の都市計画の論議を市民に示せず、既存の都市計画決定事業に合併特例債の一部も予算付けすることなく、神立駅前西口の2.1haの再整備につきましても土浦市に負担金を払うだけの任せっきりで、土浦市議会においてはすでに神立駅前の調査特別委員会も終了していると聞き及んでおります。当市の特別委員会だけが残されている状況であります。千代田・石岡バイパスの地域高規格道路指定区間において、平成21年度開港予定の茨城空港へのアクセス道路として、当地域にとって活性化の一材料である国道沿いの下り路線に可能性を模索せず、また、向原の分譲地の保留地については、坪3万円も値下げしただけで、広告や営業も歩いての営業も足らず、市の土地開発公社として土地の路線価も値下がりや下げ止まる感触が模索できる中、先行用地取得や、国・県からの受託事業の仕事も貰うことも何も計画が無く、平成19年の事業計画はゼロ、国道6号の準工業地域の道路から数十メートルの地域に建築目的の規制を何も条例等で立案・計画する動きもありません。私は、たいへん市民の一人として、都市計画によるまちづくりに期待感がありません。国や県との関係向上について、前回質問で回答が

得られなかったことは無理もないと察するところでございますが、都市計画決定権限の少ないこの当市が、都市計画を推進するうえで、国・県等の関係機関の事業についても、積極的に協力する意志はあるのか、お伺いいたします。

次いで、神立駅前地区整備の事業主体設置と駅前県道整備について質問いたします。かすみがうら市と土浦市の合併特例債事業には、JR神立駅西口前整備についていずれも掲げてございません。私は、これまでの両市の神立駅周辺地区調査特別委員会議事録を拝見させていただきましたが、互いの意見交換が若干、少なかったように見受けられました。これは、当市が負担金を土浦市に払うだけで、事務事業は受け持たない体質に問題があったと考えられます。負担金は4割弱であります。せめて仕事の半分は当市でやってもいいのではないのでしょうか。土浦市にはJR常磐線の駅が3つございます。事業の優先順位は土浦、荒川沖、神立の順だという見解がございます。かすみがうら市にとっては、土浦・阿見都市計画の工業団地を大きく構える神立地区に、県や土浦は重きを置いてくれるだろうという甘え、さらにはいつまでもJR貨物が働いているという残像を追ってしまっている実態があります。もう停車場ではなく、駅だという認識が必要であります。JR東日本による2005年度の駅ごとの日平均の乗員人数は、土浦が18,574人、荒川沖が10,198人、神立駅が5,567人です。ちなみに石岡は6,291人、高浜は1,442人です。土浦市にとって、おのずと優先順は決まるわけです。しかし、駅前のわずか2.1haで頓挫しては、神立駅東口の可能性を全く感じることができません。東口には、先ほど市長さんからも話がありましたが、大型病院移転計画があったことなど、過去の話になってしまいます。かつて霞ヶ浦町が神立駅東口に向けた、9千人の人口増加の可能性を見込んだことなど、お蔵入りのままになってしまいます。茨城県の橋本知事も、神立駅前の整備に合併特例債をあてていただければとのお話もあったと聞き及んでございます。事業主体者の設置は、看板をまず掲げていただいて、編成は、昨日、質問にもございましたが、都市計画を経験された、各方面のOBに高齢者の再雇用という面も考慮して嘱託職員として再登板していただくなど、人件費計画を抑えることも可能であり、技術的にもいろいろノウハウを学ぶこともできるかと思えます。また、茨城県が事業に加わることが困難な見解がございます。しかし、駅前の県道戸崎・上稲吉線の安全性がどれだけ野放しになって来たかということ、茨城県は把握しているのでしょうか。これはかすみがうら市の行政域ではありませんが、たくさんのお勤めの方が、神立駅から工場まで向かう際に歩道が無い状況を車のミラーすれすれに、多くの交通量を避けながら歩いているわけです。かれこれ年数が経過し、誰も当たり前のことと思いついて通勤しているわけですが、いまだに危険性が高いことは言うまでもありません。懸案事項とされる当事業者の設置について、年度毎の負担金増加を含め、今後どのように計画するのか。駅舎の予算計画が困難であれば、すでに当該駅周辺地区整備を待って店舗を閉めている状況を把握し、市内テナントへの移転補償や周辺分譲宅地の保留地の単価を下げることなく、換地等を部分的に開始して、駅前地区再開発の醸成を高める足掛かりとする考えは。さらに、県が開発規模を理由に事業を拒むのであれば、駅前の県道整備のみとして要望し、県が事業として拒む理由が少なくできる見解について、考えをお伺いするものであります。

次に、都市計画行政における、神立停車場線予定用地の建造物補償の方法と市の役割について質問いたします。市長の今年度の施政方針にありましてとおり、まちづくり交付金が千代田ショッピングセンターと都市計画道路木田余神立線の間の200メートルの区間を整備するとのことで、

今年度、実施設計と認可申請委託が 600 万円ほど計上されております。残りのまちづくり交付金は福祉センターの建設に充てられています。しかし、ショッピングセンター調整池の後ろから神立駅までの残り区間については、何の事業計画も予算計画も起債計画もありません。今年 3 月に策定されたかすみがうら市総合計画の平成 19 年度から 21 年度の 3 箇年の実施計画において、合併特例債 1 号の跨線橋を除き、幹線市道整備事業について、3 年分の合計は、約 33 億 4,000 万円です。その内㊸、霞ヶ浦地区路線については、約 22 億 8,000 万円。それに対し、残り㊹、千代田地区は、約 10 億 6,000 万円です。また、道路改良・舗装整備事業等について、同じく実施計画の 3 箇年分の合計は、約 22 億 7,000 万円です。具体的に計画した路線の事業計画概要調書の内訳でざっと拝見いたしますと、㊸、霞ヶ浦地区路線については 22 億円。それに対し、ほか千代田地区の路線として 7,000 万円程度という計上です。当市の合併は、市町村の合併の特例に関する法律によるものですが、地域審議会や地域協議会などは設置しなかったため、市長が責任を持って地域格差がないように事業の調整を実施していただくものです。神立停車場線については、都市計画決定を古くからいただき、建造物の補償があるものの、市の中心地の活性材料として採算性が非常に期待できる路線であるのに、全く予算を計上しないことが私には納得できない問題であります。現状の地区別の事業配分率はともあれ、再三あったはずの合併事業編成の話し合いに、この神立停車場線の論議がいかほどあったのかは存じませんが、もう一度再編を願うものであります。神立停車場線予定路線に建つアパート等の補償方法の県と市の役割と状況、計画の把握について考えをお伺いいたします。

次に、都市計画行政における最後の質問であります、千代田・石岡バイパス路線予定地の取得状況・計画と市の役割について、質問いたします。平成 21 年度開港予定の茨城空港は、北関東区域が最寄の空港までのアクセスに 2・3 時間を要する空港空白地域を補う空港であり、1 時間ほどでアクセスできる人口圏域は 310 万人とされ、空港路線は北海道・大阪・福岡・沖縄が予定されています。高速道路も圏央道や北関東自動車道がアクセス網として整備が進み、空港利用者は高速道路も利用し、空港から西のアクセスポイントとなる千代田・石岡 I C は、当市にとって、外部からお金を落としていただく格好の事業であります。千代田・石岡 I C から、国道 6 号を水戸方面に向かう、当市のおよそ 1.3 キロメートルほどの市川区間も、地域高規格道路指定を受けているわけであり、国道 6 号のこの下り区間は、当市にとりまして空港利用者に当市の魅力を伝える区間であり、空港利用者も、訪れる方より出発する方の割合が多いと想定され、このことから、高速を降りたら茨城のお土産でも少し買っていただく、というお客様に PR できる環境にあります。高速のサービスエリアや空港の売店より、お土産はやはり地域風土を感じて買いたいものであります。そして I C を降りて、すぐに購入できる環境が理想でもあります。これら理想の前提は、千代田・石岡 I C から、石岡市内を含めました空港まで、整備されないことには始まりません。当市の実質バイパス整備区間は、先ほど申し上げた 1.3 キロメートルの内、恋瀬川の行政界から約 700 メートルほどの範囲です。しかし、この地域高規格道路の指定をいただければ、当市の都市計画として市川地区の開発に有利となる交渉をしなければ、何の意味もありません。都市計画として、国や当市の総合計画に何か提案や論議をしたのでしょうか。平成 21 年度開港予定の茨城空港へのアクセス道路となる、当該路線の今年 1 月末の進捗率 85% 報告以後の用地取得状況、取得計画について、市の役割と把握をお伺いいたします。

続いて 3 番目となります、教育行政の、学童保育に対応した縦割り行政の改善について質問い

たします。現在、学童保育のあり方については、凶悪事件や共稼ぎによる子供の過ごし方など、さまざまな問題があり、国においても、文部科学省と厚生労働省が連携し、放課後子どもプランを実施している状況にあります。千代田ショッピングセンター周辺地区の住宅増加に伴い、下稲吉小学校地区児童の増加と、共働き世帯の割合増加により、大塚児童館の許容量が圧迫され、みなさんもお承知のとおり、児童数がもっとも多い下稲吉小学校だけが、児童館を利用できるのは2年生までという状況にあります。下稲吉小学校の1年生から4年生までの合計は約450名、その半数の3・4年生において、利用したい方も利用できないという状況にございます。教育委員会としても、学童保育の機会を活用し、放課後子どもプラン推進事業実施要綱に基づき、文化活動を中心とした放課後子供教室に取り組み、かすみがうら市の地域愛を育むことを目標にして、将来、若い人材がかすみがうら市に残って活躍することへ、つなげて欲しいものであります。下稲吉小学校においては、完全な空き教室が無いことで、取り組み難い状況にございます。他の学校と同様に、当面は、現状の放課後に空いた教室を利用して、学童保育サービスを行っていくことが先決かと思えます。さらには、築30年・40年が経過した下稲吉小学校の古い校舎を、700名の児童が利用をこれまで積み重ねてくれば、コンクリート校舎の耐用年数を耐震調査する必要もなく、校舎の壁が崩れ落ちるなど、非常に危険な兆候が現れている状況であります。痛みの著しい校舎へ無邪気に通う児童を軽んじ、緊急性の少ない合併特例債事業はどんどん計画し、そのまま履行しようとする責任が今後問われないよう、大きな地震が来ないことを祈るばかりです。

[「そのとおりだ。」と呼ぶ者あり]

今年3月の地域防災計画には、下稲吉小学校の古い校舎も避難所として、一覧に含まれています。さらには、今年度、下稲吉小学校の既存のプレハブ教室を壊し、新たなプレハブを1棟建て、月100万でレンタルするとのこと。下稲吉小学校区の人口増加と、大塚児童館の状況も見れば、下稲吉小学校新校舎に10億円程を事業計画するべきではないでしょうか。県内の先例で桜川市が合併特例債事業計画の変更を行いました。実際、合併時に見えなかったことが、2年も経過すれば浮き出てくるわけでありませう。

[「そうだ。」と呼ぶ者あり]

このような大きな課題もありますが、下稲吉小学校区だけが、学童保育サービスを等しく受けられない状況であります。少子化が進むことにより、受益者負担の原則に依らなければならない施策状況を、保健福祉部だけの管轄で割り切ることなく、教育委員会としても、学童保育へ取り組む対応策を伺うものであります。

最後に、4番目となります環境行政の、続・悪臭への対策について質問いたします。前回に続きまして、稲吉区域における悪臭問題についてお伺いするものです。前回は公害としての化学的立証により、司法的解決や公害紛争処理による解決を求めたものでしたが、答弁において、悪臭の原因とされる、石岡市三村の養鶏卵事業所については、あくまでも紳士協定により、柔軟に解決したく、4月から稼働予定の臭気対策装置の状況を見守りたいとの答えがございました。私の調査によりますと、三村の養鶏卵事業所については、およそ1年半前に、パーク材チップと糞殻による、アンモニアの脱臭装置について、稼働を約6・7割削減し、その後、現在取り組んでいる臭気対策装置によって、生糞の乾燥率をすすめていることから、平常の臭気については、改善が認められるものも若干あります。しかし、当市稲吉地域においては、夜間から明け方までに、依然、多量の悪臭が時折、発生しております。この夜間における悪臭発生時に、先月、私は直接三

村の養鶏卵事業所に赴き、事業所内の夜間警備員に、夜間に糞を取り扱う特別な作業を実施しているのか伺ったところ、そのような作業は実施していないだろうとの返事がありました。さらには、その敷地内において悪臭が強まる感覚はありませんでした。後日、昼間に、私は再度、三村の養鶏卵事業所へ赴き、事業所の生産部農場長と係長の工場内の説明を伺いましたところ、夜間に糞を取り扱う特別な作業行程は一切ありませんとの説明がありました。併せて、臭気対策装置の稼働状況の視察を行った上で、私として判断したものは、鳥インフルエンザに対応した鶏舎の密閉性は高いものの、5,000 トンの容量を持つ糞のストックヤードについては、まだまだ密閉性が低い状況でした。期待の臭気対策装置については、未だ本稼働に至らない状況でしたが、生糞から乾燥発酵に至る作業工程には、粗雑な工程があり、臭気が上空へ飛散してしまう状況が多々見受けられました。このことから、三村の養鶏卵事業所の糞取扱いの改善については、密閉性や粗雑な工程の改善と、臭気改善装置の早期本稼働を再度求める必要があります。さらには、茨城県の当該管理条例・規則について、臭気の密閉性を高める項目設定の改正を要望することが肝要と考えられます。しかしながら、この密閉性と、夜間、多量に発生する悪臭との因果関係を結びつけることは、昼夜の気流変化や悪臭の範囲等が曖昧なため、養鶏卵事業所だけに断定できない。よって、夜間に時折発生する悪臭について、再度、周辺の調査分析を行う必要があることから、市としての対応を伺うものです。以上、私からの一回目の質問といたします。

○議長（矢口栄造君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時23分

---

再 開 午前11時36分

○議長（矢口栄造君）

再開をいたします。

答弁を求めます。市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員より、言うは易く、行うは難し、のことわざによります、まちづくりに対しますご提言。そして、また、職員としての経験からの、提案を踏まえたご質問をいただいたところでありますけれども、変革期の自治体の長として、認識を新たに行政運営にあたる決意でございます。それでは、ご質問にお答えをいたします。

はじめに、行政全般についてお答えいたします。投票率の向上施策につきましては担当部長から、市民目線と職員意見の反映につきましては副市長から、職員の人事評価とフレックスタイムの採用、女性職員の昇格と職責につきましては担当部長からの答弁とさせていただきます。地域振興の醸成へつなぐ投票率の向上施策についてのご質問につきましては、選挙管理委員会書記長の総務部長からの答弁とさせていただきます。

人事評価制度とフレックスタイムの採用につきましては、今日的な課題であり、その効果的な運用がたいへん重要であります。具体的には、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、情報セキュリティの監査についてのお答えをいたします。行政機関において、市民の個人情報や行政運営上の情報など重要な情報を多数取り扱っており、市民の権利や市が保有する情

報資産を保護するため、情報セキュリティの重要性はますます増大をしております。このような中、本市においては、情報セキュリティ基本方針を定める規程並びに基準要綱を定め、管理体制や様々な情報セキュリティ対策を講じているところです。基本的には、市が保有する情報資産の取り扱いに関して、職員が責任と自覚を持って対策基準や手順を遵守し、その運用と保護に努めることが大事ではないかと考えております。今後も、情報セキュリティポリシーの定期的な点検、見直し等を徹底し、情報セキュリティ対策の実効性を確保するとともに、職員の研修等を通じて対策レベルを高めてまいりたいと考えております。

2点目の都市計画行政につきましてお答えをいたします。ご案内のように都市計画は、地域の実情に合わせながら、豊かな自然環境と快適な生活環境、また、充実した都市環境や計画的なまちづくりを推進していくためには、道路網や市街地整備などが必要となってきます。このような状況下で課題もありますが、都市計画道路神立停車場線の整備、神立駅西口地区土地区画整理事業などの事業推進を目指し、国・県などの関係機関への要望や協議を行っているところです。

次の神立駅前地区整備、神立停車場線の関係につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、国道6号千代田・石岡バイパスにつきましてお答えをいたします。本路線は、本市を縦断する茨城県の大動脈であり、常磐自動車道と、平成21年開港予定の茨城空港及び東関東自動車道水戸線を結ぶ地域高規格道路百里飛行場連絡道路としても位置付けをされております基幹路線であることから、早期に整備することが望ましく、今後とも、国道6号バイパス建設促進期成会を通して中央要望を図るほか、国の関係部署との協議・要望を進めるなど、一層の取り組みに努めてまいりたいと考えております。用地の取得状況につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の教育行政についてお答えをいたします。学童保育の状況につきましては、昨日、佐藤議員にお答えしたところですが、本市におきましては、現在、3児童館と6つの小学校の学校の施設、地区公民館が1館、合わせて10箇所におきまして取り組んでいるところでございます。また、本年7月からは、新たに千代田地区の3つの小学校での開設をめざし準備を進めております。このように、運用面では、学校施設を利用するなど教育委員会との連携の下に取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、下稲吉小の施設整備につきましてのご提言がありました。昨日から申し上げておりますように、耐震予備調査等をうけまして、学校施設の総合的なあり方につきまして、今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

4点目の環境行政につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

#### ○議長（矢口栄造君）

副市長 圓城寺和則君

[副市長 圓城寺和則君登壇]

#### ○副市長（圓城寺和則君）

登壇しての答弁は初めてでございますので、よろしくお願ひいたします。古橋議員のご質問、2点目の、市民の目線に関連してご答弁を申し上げます。平成19年度施政方針の第5番目に、みんなでつくる連携と共同のまちづくり、とございます。市民の自主的な地域づくり活動を支援し、

幅広く市民の声を行政に反映しながら、市民と行政の共同のもとに、市民参加のまちづくりを進める、とございます。私はご案内のとおり、3月まで土浦市の職員でございましたが、4月から坪井市長の施政方針のもとに、副市長として2箇月ちょっとが経ちました。市長の施政方針に基づいて、私もできるだけ仕事をしてまいりたいと、かようにまず考えております。ご質問にございました、市民目線の件でございますが、市民からの要望や苦情につきましては、直接それぞれの担当課に問い合わせがある場合、あるいは、市全体の窓口となります広聴広報課で受ける場合があります。特に要望や苦情内容がいくつかの課に関連する場合は、広聴広報課で内容を把握し確認のうえ、担当課と調整して回答しているところです。これらの苦情や要望に対しまして、職員が対応しきれない場合、市長との協議を定期的に行っているかというようなご質問でございますが、苦情の内容に応じまして定期的ではございませんが、随時、市長と協議しておる現状でございます。また、職員からの改善意見についてお話がございました。私も3月までは、一職員でございましたので、こちらへまいりましても職員の気持ちは良く分かるつもりでございます。ただ、同じ仕事をするにしても、そのやり方、あるいは考え方、それぞれの自治体によって大分違います。それは、合併したときには、どの自治体でも、さらに感じることはないかというふうに思っております。それらを踏まえまして、ご質問の改善意見を市長へ提出する体制についてでございますが、毎年度行っております集中改革プランの進行管理調査時期に合わせて、各部署での新たな取り組みの実施を推奨することで改善意見等の集約をしております。これは、各職場で、業務を通じまして気付いた改革を実行していただき、同時に推進項目に加えることで全庁的な取り組みとし、改革に厚みを加えていくもので、日頃の業務の中での改善意見を行政改革へ反映させることができる体制と考えております。今後、行政改革の推進に当たりましては、危機意識と改革意欲を市長と職員が共有することが求められますので、調査研究を行い、体制の充実を図っていきたいと考えております。さらに、職員の意見を聞くに当たりましては、私も2箇月ちょっとでございますが、できるだけ職員とお話をしまして、職員から聞いたことを市長へ届ける。あるいは、私が気が付いたことを職員にも申し上げる。そういった関係を、これからも続けてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（矢口栄造君）

総務部長 武田芳樹君。

[総務部長 武田芳樹君登壇]

○総務部長（武田芳樹君）

古橋議員のご質問にお答えをいたします。地域振興の醸成へつなぐ投票率の向上施策について、次期選挙から、中央出張所への期日前投票所の設置と住宅分譲が増した千代田ショッピングセンター周辺地区に対応した第11・12・13・14・15投票区域の改善、と具体的にご提言をいただきました。次期選挙につきましては、第21回参議院議員通常選挙が7月に予定をされております。新聞報道等によれば、国会の会期延長がなければ、7月5日公示、7月22日選挙で執行される予定になっております。公示まで、既に1箇月を切っておりますので、ご提言の内容につきましては、参議院議員通常選挙からの対応は、住民への周知や、事務的に、ちょっと難しいのではないかなというようなことを考えております。現在、期日前投票所は、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎に設置しており、また、投票所については、33箇所を設置しております。今後、ご提言を十分に踏まえまして、投票における選挙人の利便を図り、併せて、各種選挙の投票率向上に向けまして、期日前

投票所の増設の是非、また、市全体の投票所の分割・再編について、選挙管理委員会で検討してまいりたいと考えております。ご理解をいただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

次に、人事制度についてお答えをいたします。当制度につきましては、本年度策定を予定しているものであります。現時点での基本的な考え方といたしましては、組織及び個人の目標を設定し管理することによりまして、事務事業を計画的・効果的に推進し、組織に活力を生み出すことを導入の目的としまして、人材育成基本方針に掲げる職員像に基づく評価を行うものでございます。なお、業績や姿勢等の評価比重は、職務に応じたウェイト配分を考えております。

次に、フレックスタイムについてでございますが、当制度は、職員個々や職場の事情によりまして、職員が勤務時間を変更するものであることから、国においても研究者等の限られた職種のみを採用されております。本年度、職員の健康管理と時間外勤務の抑制という観点から、市民等を対象として夜間の会議等を行う場合に適用する時差出勤制度の導入をいたしたところでございます。

次に、女性職員の昇格や職責についてのご質問でございますが、現行の職員の昇格につきましては、これまでの行政経験により培われた能力や適性などを総合的に判断し行なっているところでございます。人事評価制度導入にあたっては、現行の昇格制度と試験による昇格制度がありますので、両制度の比較検討等を行い、決定していきたいと考えております。以上のようなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

#### ○議長（矢口栄造君）

土木部長 菅谷憲一君。

[土木部長 菅谷憲一君登壇]

#### ○土木部長（菅谷憲一君）

それでは、古橋議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、神立駅前地区整備の事業主体設置と駅前県道整備についてでございますが、現在、神立西口地区土地区画整理事業によりまして、整備に向けての計画案を策定中であります。この事業につきましては、財政負担や地権者あるいは権利者との合意形成、関係機関との調整など、課題もたくさんあるわけでございますが、大変難易度の高い事業でございます。ただいま何点かご提言がありましたが、今後、細部にわたって検証していかなければならない事案と認識しているところでもございます。事業主体につきましては、補助採択の要件で、ご承知のとおり土浦市・かすみがうら市の2市によりまして、一部事務組合施行で進めざるを得ない状況かと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、神立停車場線予定用地の建造物補償の方法と市の役割についてでございますが、この路線は、国道6号から神立駅前の土浦・牛渡・馬場山線までの区間、約2,360メートルを昭和38年に都市計画決定をしております。現在までにショッピングモールまでは整備済でございますが、今後、東側約200メートル区間の整備を予定してございまして、残りの区間につきましては、神立駅西口地区土地区画整理事業との関連もありますので、現在のところ事業化には至っておりません。ご質問のアパート等の補償の方法でございますが、当該建造物は、都市計画法第53条申請に基づき県の承認を受けたものであり、当該路線が事業化になった時には、建築主は、移転に応じなくてはならないというリスクも建築時より発生することとなります。補償につきましては、通常の基準に従った補償となりますので、一般的には、53条申請をしないで土地の買取

申出を行うのが通例かと思われます。

次に、千代田・石岡バイパス路線予定地の取得状況についてでございますが、国交省で確認をした最新の情報で、面積ベースで申し上げますと、市川地先から石岡市の中津川地先までの延長距離3.0キロメートルについて実施しているところでございます。市川地区約85%、石岡市・田島地区が約99%、石岡市の中津川地区、これは県道石岡・田伏・土浦線まででございますが、これが約20%でありまして、全体では、先ほど議員さんからご提言がありましたとおり、約85%ということで伺っております。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（矢口栄造君）

環境経済部長 飯嶋 博君

[環境経済部長 飯嶋 博君登壇]

○環境経済部長（飯嶋 博君）

それでは、古橋議員のご質問にお答えをいたします。悪臭の対策についてでございますが、議員のご指摘のとおり、時折、夜間から明け方まで、悪臭が発生している状況については、市民からの苦情、また、市職員からの報告で承知をしているところでございます。事業者の説明によりますと、原因といたしましては、特に昼間の堆肥施設への作業車の出入の際に、臭いが外部へ漏れてしまい臭気が発生することが考えられるとの報告を受けております。事業者により早期に改善を講じるよう要請しているところでもございます。今後の対策としましては、昨日の一般質問でもお答えをしたように、事業者が導入しております乾燥装置の機械が、今月中には全てを本稼働させるということでございますので、その効果を見極めたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（矢口栄造君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは、数多くの提案・要望というような感じではございますけれども、最後にですね、いくつか要望させていただきまして、終わらせていただきたいと思っております。

まず、投票率につきましては、なかなか難しい問題、投票所等ございますけれども、できる範囲は最大限努力していただきたいということで、参議院選挙以後の選挙期間は十分ありますから、その後の選挙については、毎回ですね、投票率を上げるような目玉をですね、選管のほうでご検討いただければと思っております。

それから、職員の改善事項をご提案したわけではございますけれども、最終的にはいずれも職場の雰囲気明るく、そして、上司とその部下のですね、意思疎通ができるような環境を図るということに最終的にはつなげていただきたいということでございます。

それから、都市計画の情報ではございますけれども、市民も、良い意味で大変期待する情報でございます。いろいろ、意思形成過程情報ということで、なかなか表に出し難いこともあるかとは思いますが、市民に期待感を持っていただいて、良い醸成が図れるようにですね、適宜に都市計画の情報を公開してお知らせいただきたいと思っております。

それから、下稲吉小学校の件でございますが、せっかく教育委員会としても、放課後の活動のほうに参画できるということもありますので、かすみがうら市を愛していただけるような人材育成につなげていただきたいと思っております。

それから悪臭問題については、悪臭の調査委託費という予算も前年度よりも若干増えておりますので、そういうものを有効に使っていただいて、夜間の悪臭はどのようなものかと、市民にお知らせいただければとも思います。以上で、私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（矢口栄造君）

1 番 古橋智樹君の一般質問を終わります。